平成25年度厚生労働省精神障害者保健福祉等サービス提供体制整備促進事業に関する研修

改正精神保健福祉法に関する 業務従事者研修

< 改正精神保健福祉法における医療と福祉の連携充実と 都道府県の人材育成推進のためのテキスト>

平成26年3月

株式会社日本能率協会総合研究所

目 次

[はじめ	[]
改正精神	は保健福祉法における医療と福祉の連携充実と都道府県
	所成推進のためのテキストの見方
, , , , , ,	-
第1章	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を
) V =	改正する法律等の施行事項の詳細について3
	公元) ○四世 (1。//區[1] 表 ※ // 中/地(こ) (
第2章	改正精神保健福祉法における医療と福祉の連携37
库 療	と福祉の連携について
	ラム:改正精神保健福祉法において精神保健指定医に求められること
退院征	後生活環境相談員について
コ	ラム:退院後生活環境相談員と精神医療審査会
医療信	保護入院者退院支援委員会について
コ	ラム:地域から病院に出向き患者さんの声を聴きながら
コ	ラム:改正精神保健福祉法において期待される保健師の役割について
地域	援助事業者について
コ	ラム: 地域福祉関係者と病院職員とケア会議の日常
コ	ラム:精神医療が地域生活支援につながるための5つの覚悟
第3章	都道府県の仕組みづくりと人材育成のポイント65
参考資料	

[はじめに]

改正精神保健福祉法における医療と福祉の連携充実と都道府県の人材育成推進の ためのテキストの見方

厚生労働省は、日本能率協会総合研究所に委託して、平成25年度厚生労働省精神障害者保健福祉等サービス提供体制整備促進事業に関する研修「改正精神保健福祉法に関する業務従事者研修」を平成26年2月27日に実施しました。なお、研修の実施にあたり、有識者による企画委員会を組織しました。

本研修は、改正精神保健福祉法施行にあたり、医療保護入院者の退院支援に関わる様々な職種が、改正法の知識及び改正法施行により生じる新たな業務についての知識を深めるとともに、今後、精神障害者支援の人材の充実を図るために、各都道府県および政令指定都市における中核となる人材育成を目的に実施しました。このため、受講対象者は今後、各都道府県・政令指定都市において研修の企画・実施にあたって中心的な役割を果たしていただくことが望まれる人としました。

本「改正精神保健福祉法における医療と福祉の連携充実と都道府県の人材育成推進のためのテキスト」は、研修で活用したテキストについて、再度、企画委員会で研修効果や受講者の意見も踏まえて検討して、ここに、修正版として発刊することとしました。このテキストは、改正法の知識及び改正法施行により生じる新たな業務についての知識を深める研修にご活用いただくために作成したものです。法施行上の詳解的なテキストではありませんので、省令や通知、Q&A、様式等については、厚生労働省のホームページ「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行について」をご参照ください。

また、退院後生活環境相談員となる者の資格のひとつに、「精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境に関する相談及び指導について<u>3年の経験を有する者で、厚生労働省が指定する研修を受けた者</u>(研修の受講については経過措置を規定)」があります。厚生労働省は、今後、退院後生活環境相談員の研修を指定することになるわけですが、このテキストはその一部としてご活用いただけると思いますが、むしろ、このテキストを十分に理解できるだけの経験とそのための基礎的な研修が必要となるでしょう。さて、本テキストでは、第1章では、改正精神保健福祉法の概要を説明しています。第2章では、医療と福祉の連携フローを用いながら退院後生活環境相談員、医療保護入院者退院支援委員会、地域援助事業者について解説しています。また、ここでは、現状を的確に捉えたコラムを掲載ました。第3章では、都道府県が精神保健・医療、精神障害者の福祉施策を総合的(横断的)に推進するための仕組みづくりや人材育成、具体的な研修の実施方法について説明しています。

本テキストが、改正法の知識及び改正法施行により生じる新たな業務、医療と福祉の 連携についての知識を深めるとともに、今後の精神障害者支援の人材の充実を図るため に活用されることを願ってやみません。